

令和7年度就労移行支援技術向上研修業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和7年度就労移行支援技術向上研修業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）委託事業名 令和7年度就労移行支援技術向上研修業務
- （2）委託事業の内容 別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うものとする。
- （3）実施期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

（委託事業の実施）

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

- 2 乙が受託した事業を遂行する場合において、その事業の遂行に関して必要な事項につき甲が指示したときは、乙はこれに従うものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という）として、
金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を
超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の90%以内の額を概算払することができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(実績報告)

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の業務完了報告書（様式第2号）を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託事業の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項、第7条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更等)

第10条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(実施状況の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、その他関係書類及び委託事業の実施状況について実地に検査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 6 条第 2 項及び第 6 条第 7 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿類の作成・保存)

第 15 条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(疑義の処理)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記（第 14 条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙及び乙の業務に従事する職員（雇用関係のない職員を含む。以下同じ。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、乙の業務に従事する職員に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第 3 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙及び乙の業務に従事する職員は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第 5 乙及び乙の業務に従事する職員は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、乙の業務遂行に必要な範囲を超えて、複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第 6 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙の業務に従事する職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた個人情報等に関するデータ・情報書類等を速やかに乙に返却しなければならない。

(個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止)

第7 委託事務进行处理するため収集・作成した個人情報は、委託事務进行处理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはこの限りではない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に合理的な範囲で従うものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

茨城県知事 殿

受託者 (所在地)
(名 称)
(代表者)

令和 7 年度就労移行支援技術向上研修業務委託料概算払請求書

このことについて、委託契約書第 4 条第 3 項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 概算払を請求する理由

(様式第2号)

年 月 日

茨城県知事

殿

受託者(所在地)

(名称)

(代表者)

令和7年度就労移行支援技術向上研修業務実績報告書

このことについて、委託契約書第7条に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 委託料精算額 金 円

2 添付書類(任意様式)

(1) 業務完了報告書(別添のとおり)

※ 研修等の実施結果や事業の収支決算等がわかるものを添付してください。

(2) アンケート結果

(3) 次年度の研修に向けた提案